

報告第3号

専決処分した事件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により議会において指定されている下記のことについて、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和8年5月21日 提出

佐々町長 濱野 互

記

1. 専決処分した事件名

令和8年度 佐々町一般会計補正予算（第1号）

2. 専決処分年月日

令和8年4月15日

令和 8 年度 佐々町一般会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度佐々町の一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 5 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7, 7 5 0, 1 5 7 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 4 月 1 5 日 専決

佐々町長 濱 野 亘

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
20. 諸収入		209,096	157	209,253
	4. 雑入	111,399	157	111,556
歳 入 合 計		7,750,000	157	7,750,157

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		913,391	158	913,549
	1. 総務管理費	725,133	158	725,291
14. 予備費		9,634	△1	9,633
	1. 予備費	9,634	△1	9,633
歳 出 合 計		7,750,000	157	7,750,157

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
20. 諸収入	209,096	157	209,253
歳入合計	7,750,000	157	7,750,157

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2. 総務費	913,391	158	913,549	0	0	157	1
14. 予備費	9,634	△1	9,633	0	0	0	△1
歳出合計	7,750,000	157	7,750,157	0	0	157	0

2 歳入

(款) 20. 諸収入 (項) 4. 雑入

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 雑入	106,263	157	106,420	1. 雑入	157	全国町村会総合賠償補償保険金(総務課分)
計	111,399	157	111,556			

3 歳出

(款) 2. 総務費 (項) 1. 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 一般管理費	312,609	158	312,767	0	0	157	1	21. 補償、補填及び賠償金	158	庁舎施設に係る事故損害賠償金
計	725,133	158	725,291	0	0	157	1			

(款) 14. 予備費 (項) 1. 予備費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 予備費	9,634	△1	9,633	0	0	0	△1		△1	
計	9,634	△1	9,633	0	0	0	△1			